

令和8年 第4回美浜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年7月28日（火） 午後1時30分から

2. 場 所 美浜町役場 3階 議会会議室

3. 出席委員（11名）

委員	1 番	松下	勝美
委員	2 番	山本	和美
委員	3 番	軍場	康代
委員	4 番	寺尾	和美
委員	5 番	高木	宏和
委員	6 番	由利	博
委員	7 番	山本	孫実
委員	8 番	浅妻	孝彦
委員	9 番	大野	克弥
委員	10 番	山本	文昭
会長	11 番	大塩	友之

4. 欠席委員（0名）

5. 議事日程

日程第 1	議案第 1 号	農業委員会会長の選出について
日程第 2	議案第 2 号	会長職務代理者の選出について
日程第 3	議事録署名委員の指名について	
日程第 4	議案第 3 号	美浜町農地利用最適化推進委員の人事案について
日程第 5	議案第 4 号	組織体制、各委員の担当地区の決定について
日程第 6	議案第 5 号	農業委員の議席番号と全委員の座席の決定について
日程第 7	議案第 6 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

6. 美浜町農業委員会事務局職員

事務局長	武田 喜孝
次長	畠中 隆之
書記	浜野 裕介

7. 会議内容

【開会宣言】

事務局長

それでは、令和8年第4回美浜町農業委員会を開催させていただきます。

本日全農業委員に出席をいただきましたので、美浜町農業委員会総会議規則第8条の規定により、本総会が成立をいたしましたことをここにご報告させていただきます。

それでは、議事の進行に移らせていただきます。本来ですと、進行につきましては会長が議長として総会を進行するようになっておりますが、本日は新しい会長が選出されるまでの間、事務局の方で進行させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、事務局で進行させていただきます。

日程第1 議案第1号 農業委員会会長の選出について 並びに 日程第2 議案第2号 会長の職務代理者の選出についてでございますが、この2件については関連がありますので、一括して議題とさせていただきます。

農業委員会等に関する法律第5条の規程に基づき、互選により選出となっております。選出方法につきましては、どのような方法で選出いたしましょうか。

松下委員

事務局一任。

事務局長

事務局一任の声がありましたが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

では、美浜町農業委員会規程第1条第2項及び第2条第2項の規定に基づき、会長と会長の職務代理者選出は、指名推薦とさせていただきます。

事務局(案)としましては、会長には大塩委員を、会長の職務代理者には浅妻委員を推薦したいと考えますが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

全員ご異議がないようですので事務局(案)のとおり、会長を大塩委員、会長の職務代理者を浅妻委員にお願いさせていただくことに決まりました。

それでは、大塩会長は会長席へご移動ください。

事務局長

本来なら、会長と職務代理者となった方よりご挨拶いただくところ、後程、各委員よりご挨拶いただく場を設けますので、このまま議事を進めさせていただきます。それでは、美浜町農業委員会総会会議規則第7条の規定により、「会長は、総会の議長となる」となっておりますので、これからの議事につきましては、新しい会長で進めていただきたいと思います。会長よろしくお願い致します。

議長(会長)

それでは会議を始めます。日程第3 議事録署名委員の指名について、慣例に従いまして会長である私から指名をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ありがとうございます。ご異議がないようですので、私から指名をさせていただきます。

松下 勝美 委員、 山本 和美 委員 ご両名よろしくお願いいたします。

それでは、日程第4、議案第3号 美浜町農地利用最適化推進委員の人事案について審議させていただきます。

同委員の選考については、すでに前任の農業委員会による募集及び選考が済んでいるとのことですので、事務局よりこれまでの経過報告と人事案の提案をお願いします。

事務局

議案第3号について、経過報告および人事案について説明させていただきます。

今年の4月1日から4月30日の1か月間をかけまして、農地利用最適化推進委員の推薦・公募を募集いたしましたところ、資料No.1のとおり、7名の候補者から推薦による応募がありました。

これに対し、6月4日に同委員の選考会を開催し、7名の推薦理由、経歴、熱意等を審査した結果、選考委員会より全員適格者であるという回答意見を頂いておりますが、あくまで農地利用最適化推進委員として委嘱するかどうかの最終決定は、農業委員会等に関する法律第17条の規程に基づき、本総会の本議案において下すこととなっています。

つきましては、農地利用最適化推進委員の委嘱に係る本人事案について、ご審議のほどをお願いします。

議長（会長）

事務局より経過報告と人事案の報告がありましたが、このことに対しご意見、ご質問はありませんか。

(特になし)

以上、ご意見・ご質問がなければ、人事案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ありがとうございます。ご異議がないようですので、議案第3号 美浜町農地利用最適化推進委員の人事案について、承認することに決定します。これにあたり、事務局より何かありますか。

事務局長

ただいま、人事案の承認をいただきましたので、一旦総会を中断し、承認された美浜町農地利用最適化推進委員の入室、委嘱式を行いたいと思います。準備が整うまで、今しばらくお待ちください。

(推進委員 入室)

それでは、美浜町農業委員会の大塩会長より、農地利用最適化推進委員の皆様へ委嘱状を交付させていただきます。委嘱状については、時間の都合、代表者受領とさせていただきます。

委員を代表し、新たに委員になられました大塩 伸一 様、会長の横までおこしく下さい。

会長

(辞令読上、交付)

事務局長

ありがとうございました。

それでは、農業委員、農地利用最適化推進委員の全員がそろったところで、各委員より一言ずつご挨拶いただきたいと思います。先に、事務局を紹介させていただきます。事務局長 武田、次長 畠中、書記 浜野です。次に、会長、職務代理者、そのまま反時計回りの順に挨拶をお願いします。

(各委員より一言挨拶)

ありがとうございました。では、総会を再開する前に、資料に不足がないか確認したいと思います。

(事務局資料確認)

資料に不足はないようですので、会長には、引き続き議事進行をよろしくをお願いします。

議長（会長）

それでは会議を再開します。日程第5、議案第4号 組織体制、各委員の担当地区の決定について 審議させていただきます。担当地区については、農業委員に加えて農地利用最適化推進委員の両委員が連携して活動することが必須であるとされていますが、組織体制、担当地区の協議にあたり、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号について、資料No.2をご覧ください。

こちらは美浜町農業委員会組織体制図の事務局（案）となっております。考え方としては、美浜町を地区ごと7つに分けまして、7名の農業委員さんに担当地区を持っていただきます。

その上には、西郷、耳、東の3地区に分けた、調整、指導役となるリーダーを3名設けまして、会長につきましては全体の統括をしていただきたいと思います。

また、地区担当の農業委員さんのほかに最適化推進委員さんも地区担当を持っていただきまして、基本的には、地区担当の2人ペアで活動して頂くこととなります。

この体制による主な活動内容につきましては、農地の荒廃状況を確認するパトロールや農地法に係る申請の現地確認、地域計画更新の場合の集落座談会への参加などとなります。

体制に対する説明は以上です。

議長

事務局より説明がありましたが、組織体制、担当地区についてご意見、ご質問はありませんか。

(特になし)

事務局案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ありがとうございます。ご異議がないようですので、組織体制については事務局案のとおり決定いたします。組織体制が決まりましたので、体制に合わせた委員の割り振りについて、事務局に追加説明をお願いします。

事務局

それでは、委員の割り振りについて、追加説明させていただきます。

これより、資料No2-2を配りますのでご覧ください。

案としましては、基本的には、前期農業委員さんおよび推進委員さんから引き続き農業委員さんになっていただいている方は出来るだけ同じ地区とさせていただいております。新規の委員さんにもお住いの地区およびその周辺ということで名前を入れさせていただいておりますが、一部の方は、お住まいから離れた地区を担当していただく必要があります。そちらの方については、勝手ながら、事務局にて、これまでの職歴や見識、経験などを総合的に判断し、人選させていただきました。

追加説明は以上となります。

議長

事務局より追加説明がありましたが、委員の割り振りについてご意見、ご質問はありませんか。

(特になし)

事務局案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ありがとうございます。ご異議がないようですので、議案第4号 組織体制、各委員の担当地区の決定については、事務局案のとおり決定いたします。

それでは日程第6、議案第5号 農業委員の議席番号と全委員の座席の決定について審議させていただきます。協議にあたり事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第5号について、資料No3をご覧ください。

まず1点目、農業委員の議席番号についてですが、農業委員の方は、議席番号を割り振ることとなっており、これを、過去の農業委員会では、くじ引きで決定していましたが、近年は、北・南地区、耳地区、東地区の担当地区、地区リーダー、会長といった順に議席

これら2点をまとめた結果が、資料No. 3の案あり、現在の着席のとおりであります、議席番号及び座席の決定方法や案について、ご審議のほどよろしくお願いします。

事務局より議席番号と座席について事務局案の説明がありましたが、このことに対しご意見、ご質問はありませんか。

では、事務局案のとおり決定することにご異議ございませんか。

ありがとうございます。ご異議がないようですので、議案第5号 農業委員の議席番号と全委員の座席の決定については、事務局案のとおり決定いたします。

続きまして、日程第 7 議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。議案第 6 号その 1 について、事務局の説明をお願いします。なお、本案件は、■■委員の■■が申請者ですが、美浜町農業委員会総会会議規則第 19 条では、『同居の親族に関する場合』議事に参与することはできないとしており、今回、同居でないため、■■委員は議事に参与できますこと説明させていただきます。

それでは、議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明いたします。

申請地は、■■■■■■■■■■ 地目は田、地積は1,027 m²
の賃貸借契約による永久転用です。

用排水計画につきましては、取水排水は計画しておらず、雨水は自然流下させ、農業用排水路に流す計画となっています。

農地法第5条の検討事項の確認としまして、農地の種別につきましては、北側以外は宅地や道路に囲まれており、北側の農地も線路で分断される10ha未満の一団の農地であり、申請地との段差がひどく、孤立する小規模農地として、第2種農地と判断しました。

また、一般基準についても、事業計画に対する転用面積については適切であり、その他、資金計画、添付書類、現地の確認等の結果、許可要件はすべて満たしております。

補足として、本来 200 m²未満の農舎整備には、転用許可を求める必要がないのですが、申請地には、200 m²未満の既存農舎があることから、合算すると規定面積を超えるため、申請が必要となっており、また、写真を見ていただくと農地に砂利がまかれています。これは、作付けが悪かった農地を保全するため、防草シートを張ったものの、強風の影響が大きいと、重しとして砂利をまいたと伺っています。そのため、シートをめくれば農地として復元が容易であるため、違反転用に当たらないとしています。

現地調査は山本和美委員と松下委員で行っており、地区担当委員は山本委員です。
ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。議案内容について調査担当委員の山本和美委員、補足説明がありましたらお願いします。

山本和美委員

事務局の説明のとおりです。

議長

ありがとうございました。議案内容について事務局並びに調査担当委員の説明が終わりました。

これにつきましてご意見、ご質問はございませんか。

(特になし)

特典ないようでございますので採決をしたいと思います。

議案第6号その1については、原案のとおり本委員会が適当であると承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ありがとうございます。ご異議がないようですので、議案第6号その1については、原案の通り、本委員会が適当である旨の意見を付して、県に進達する事に決定いたします。

続きまして、議案第6号その2について、事務局の説明をお願いします。

事務局

申請その2について、説明させていただきます。資料No.4-2をご覧ください。

譲渡人は、■■■■■■■■■■

■■■■ ■■■■さん

譲受人は、■■■■■

■■■ ■■■さん

申請地は、■■■■■■■■■■ 地目は畑、地積は 670 m²

父から子への無償譲渡による永久転用です。

転用の目的は、住宅・倉庫の建築を行うものです。

申請地の北側は宅地、東側と西側は農地、南側は町道となっています。

用排水計画につきましては、取水は上水道、排水は公共下水道に接続し、雨水は自然流下させ、道路側溝に流す計画となっています。

農地法第5条の検討事項の確認としまして、農地の種別は、500m圏内に■■■■と■■■
■があり、上下水道が埋設された道路に面していることから、第3種農地として判断しました。

当該地は、文化財保護法の埋蔵文化財発掘エリアに入っているため、併せて申請をしている最中です。

また、一般基準についても、事業計画に対する転用面積については適切であり、その他、資金計画、添付書類、現地の確認等の結果、許可要件はすべて満たしております。

補足として、農地に挟まれた当該地を転用申請するに至った理由ですが、申請地を除き、隣接する農地が農振農用地となっているためです。

現地調査は由利委員と山本孫実委員で行っており、地区担当委員は由利委員です。
ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

事務局の説明が終わりました。議案内容について調査担当委員の 由利 委員、補足説明がありましたらお願いします。

由利委員

事務局の説明のとおりであり、申請は特に問題ないかと思います。

1点補足しますが、申請地は凹みのある形となっているため、調べたところ、十数年前まで石碑があったことが分かりました。現在は何もなく、境界マーカーが四隅にある状態でした。

議長

ありがとうございました。議案内容について事務局並びに調査担当委員の説明が終わりました。

これにつきましてご意見、ご質問はございませんか。

(特になし)

特段ないようでございますので採決をしたいと思います。

議案第6号その2については、原案のとおり本委員会が適当であると承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ありがとうございます。ご異議がないようですので、議案第6号その2については、原

続きまして、議案第6号その3について、事務局の説明をお願いします。

申請その3について、説明させていただきます。資料No.4-3をご覧ください。

■■■■さん

■■■■ ■■さん

売買による永久転用です。

現地調査は由利委員と山本孫実委員で行っており、地区担当委員は由利委員です。
ご審議のほどよろしくお願いします。

事務局の説明が終わりました。議案内容について調査担当委員の 由利 委員、補足説明がありましたらお願いします。

事務局の説明のとおりです。

(特になし)

9

特段ないようでございますので採決をしたいと思います。

議案第6号その3については、原案のとおり本委員会が適当であると承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ありがとうございます。ご異議がないようですので、議案第6号その3については、原案の通り、本委員会が適当である旨の意見を付して、県に進達する事に決定いたします。

続きまして、議案第6号その4について、事務局の説明をお願いします。

事務局

申請その4について、説明させていただきます。資料No.4-4をご覧ください。

譲渡人は、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
■■■■ ■■■■さん
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
■■■■ ■■■■さん

譲受人は、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
■■■■ ■■■■さん

申請地は、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ 地目は田、地積は 7 2 2 m²
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ 地目は畑、地積は 2 0 m²
売買による永久転用です。

今回の申請は、過去に転用許可を受けた農地を含む、転用事業者の変更申請を伴う案件となります。

変更となる内容ですが、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■は、■■■■さんが倉庫を建てる目的で、昭和48年に許可を受けていますが、現在まで履行してこなかったところ、■■■■さんが許可を引継ぎ、貸倉庫と貸資材置場の整備を行うものであり、今回の転用内容としては、併せて■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■も追加で転用許可を求めるものです。

倉庫と資材置場の貸付相手は、申請者が代表を務める建設会社、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■です。

申請地の東側は段違いの農地、北側と南側は宅地、西側は町道となっています。

用排水計画につきましては、取水排水は計画しておらず、雨水は自然流下させ、道路側溝に流す計画となっています。

農地法第5条の検討事項の確認としまして、農地の種別は、東側に農地が広がっていますが、段違いでつながっておらず、当該地に接続できるのは西側の町道のみであることから、周囲の農地と切り離された第2種農地として判断しました。

また、一般基準についても、事業計画に対する転用面積については適切であり、その他、資金計画、添付書類、現地の確認等の結果、許可要件はすべて満たしております。

現地調査は由利委員と山本孫実委員で行っており、地区担当委員は由利委員です。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。議案内容について調査担当委員の 由利 委員、補足説明がありましたらお願いします。

由利委員

事務局の説明のとおりです。

議長

ありがとうございました。議案内容について事務局並びに調査担当委員の説明が終わりました。

これにつきましてご意見、ご質問はございませんか。

(特になし)

特段ないようでございますので採決をしたいと思います。

議案第6号その4については、原案のとおり本委員会が適当であると承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ありがとうございます。ご異議がないようですので、議案第6号その4については、原案の通り、本委員会が適当である旨の意見を付して、県に進達する事に決定いたします。

事務局長

議案第6号その5に入る前に事務局よりお願いがあります。

次の件については、大規模な整備内容であるため、担当者であるまちづくり推進課職員に入室いただき、施工内容の説明と施工内容に関する質疑応答をしていただくこととしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、まちづくり推進課職員をお呼びしますので、今しばらくお待ちください。

(職員入室)

事務局長

それでは、改めて議長に議案の進行をお願いいたします。

議長

ただいま説明があったとおり、議案第6号その5について、審議しますので、事務局とまちづくり推進課から説明をお願いします。

事務局

申請その5について、説明させていただきます。資料No.4－5をご覧ください。

■■ ■■■さん 他 6名

美浜町長 戸嶋 秀樹

売買による永久転用です。

変更となる内容ですが、耕作区分が 2 番となっている農地は、今年の 2 月に、分譲地造成のための客土受け入れとして、一時転用の許可を受けていますが、この度、分譲地造成の詳細が定まったことから、一時転用から永久転用へ変更し整備を行うものであり、今回の転用内容としては、併せて耕作区分が 1 番の農地も追加で転用許可を求めるものです。

用排水計画につきましては、取水は上水道、排水は公共下水道に接続し、雨水は自然流下させ、道路側溝、調整池に流す計画となっています。

また、一般基準についても、事業計画に対する転用面積については適切であり、その他、資金計画、添付書類は、許可要件を満たしております。事務局からは以上です。

では、まちづくり課から転用の内容についてお願いします。

資料No. 4 - 5 ④を見てください。

転用面積については、20,443 m²、25 筆になりますが、開発面積については、23,250 m² ほどになります。また、本申請地につきましては、美浜町が実施しますスマートタウン推進事業における新規分譲地の整備地ということで農地転用の許可、都市計画法にもとづく開発行為の進捗にあわせて、すみやかに造成工事に着手する計画となっております。

事業のスケジュールにつきまして、農地転用、開発行為の許可が得られましたら、現時点で搬入された土砂 13,000 m³の他に、雲谷から 7,000 m³を追加搬入する予定です。その後、造成工事に順次着手しまして、令和 11 年 3 月末の完成を目指しております。

12

度中には第1号の入居開始を考えています。

主要な事業内容につきましては、区画の造成、道路の整備、上下水道、電気等の基盤整備、公園等の整備となりますが、特に、美浜中央小学校から美浜中学校への道路が1本道で現状5メートルほどしかなく、学校からバスのすれ違いができないということで、今回の整備で歩道付きの7メートルに拡幅してバスの往来を可能にするという整備も考えております。

色々不手際はあったのですが、ご審議・ご承認のうえ、速やかに実施段階へ移行できるようご協力をお願いします。

議長

ありがとうございました。議案内容について事務局並びにまちづくり推進課の説明が終わりました。

これにつきましてご意見、ご質問はございませんか。

(特になし)

特にご意見等はないようですので採決をしたいと思いますが、まちづくり推進課はご退室ください。

(職員退室)

議案第6号その5については、原案のとおり本委員会が適当であると承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ありがとうございます。ご異議がないようですので、議案第6号その5については、原案の通り、本委員会が適当である旨の意見を付して、県に進達する事に決定いたします。

以上で本日の議事は終了致しました。これで農業委員会総会を終了します。

【閉会】午後 時 分

令和 年 月 日

美浜町農業委員会

会 長

議 事 録 署 名 人

1 番

2 番